

ハーグ出願の場合（意匠）

令和2年度 中小企業等海外出願・侵害対策支援事業補助金 提出書類一覧

【採択事業者(申請企業)にて用意するもの】

共通 (必ず提出いただくもの)	①	間接補助金 実績報告書（実施要領 様式第6）	
	②	国内代理人への発注書（送信メールをプリントアウトしたものでも可）	
	③	国内代理人からの請求書※	
	④	代理人等へ支払った事実が確認できる書類（銀行振込受領書）	
	⑤	源泉納付書の写し（国内代理人に対する謝金に係る源泉徴収分納付）	

※翻訳費用を計上した場合は、請求書に「1WORDの単価×WORDの数」等の内訳を記載してください。（メモ書きで構いません）

【国内代理人(特許事務所)に確認し、取得するもの】

WIPOに直接提出した場合 (直接出願)	E-FILINGによるインターネット出願	⑥	「ACKNOWLEDGEMENT OF RECEIPT THROUGH E-FILING」等	
		⑦	国際事務局（WIPO）発行の「国際登録証明書」（INTERNATIONAL REGISTRATION CERTIFICATE）	
		⑧	WIPOへの出願に必要なアカウントに届く出願日等の記載があるPDFファイル	
	郵送による出願	⑥	意匠の国際登録出願（ハーグ出願）の願書（【DM/1】Page 1～7）及び付随書類等	
		⑦	WIPO発行の「国際登録証明書」（INTERNATIONAL REGISTRATION CERTIFICATE）	
日本国特許庁を通じて提出した場合		⑥	ハーグ協定の1999年改正協定及び1960年改正協定に基づく共通規則第13規則（1）に基づく日本国特許庁発行の通知	
		⑦	国際事務局（WIPO）発行の「国際登録証明書」（INTERNATIONAL REGISTRATION CERTIFICATE）	
共通 (必ず提出いただくもの)		⑨	国際事務局（WIPO）への送金に係る金融機関の送金計算書・送金実行通知書	
		⑩	WIPO発行の国際手数料の領収書（QUITANCE/RECEIPT）	
		⑪	その他、外国特許庁への出願に関する経費のエビデンス（請求書・領収書等）	

※上記書類に追加で提出を求める場合があります。事務局より指示がなければ提出不要です。

※全必要書類をメールにて送付いただいたうえで、当財団及び関東経済産業局による書類確認を行います。